令和4年第6回佐伯市農業委員会議事録

日 時: 令和4年6月2日(木曜日) 14時00分~15時37分

場 所: 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員: 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一

6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏 9番 小野 隆壽

11 番 竹中 裕子 12 番 高畠 千恵美 13 番 塩月 吉伸 14 番 三又 勝弘

16番 田原 俊秀 17番 夛田 寿志

出席農地利用最適化推進委員: 佐伯1区 松本 仁 佐伯2区 清田 馨 佐伯3区 安藤 博

佐伯5区 笠村 由喜 佐伯6区 亀山 悦男 佐伯11区 高畠 相吉

上浦区 坂本 啓二 弥生1区 荒木 廣樹 弥生2区 市原 洋一

鶴見区 三又 秀喜 蒲江1区 大下 喜一郎 蒲江3区 飛髙 聖悟

欠席委員:5番 吉良 勝彦 10番 小野 美智子

事 務 局:事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 束木原 一義 副主幹 天野 仁

事務員 児玉 真輝

農 政 課:課長補佐 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地法第 4条の規定による許可申請について

議案第 21 号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画(案)について(農政課)

- ②利用権設定の推進について (お願い) (農政課)
- ③農用地利用配分計画(案)の意見聴取について(農政課)
- ④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について
- ⑤非農地証明願いについて
- ⑥農業委員会事務の実施状況等の公表について(別紙1)

事務局長:それでは令和4年第6回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席は5番吉良勝彦委員、10番小野美智子委員です。農業委員16名中本日の会議の出席者は現在14名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員のみ出席をお願いしております。なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和4年5月19日付けで6件許可となっていますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長: (挨拶)

事務局長:農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろし くお願いします。

議 長:それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。 議事録の署名を9番小野隆壽委員、12番高畠千恵美委員にお願いします。議事に入ります 前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局: それでは議案書の 2 ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして 説明いたします。農地法第 3 条、件数は 6 件、田が 920 ㎡、畑が 2,863 ㎡、合計 3,783 ㎡。 農地法第 4 条、件数は 5 件、田が 4,835 ㎡、畑が 141 ㎡、合計 4,976 ㎡。農地法第 5 条、件 数は 5 件、田が 490 ㎡、畑が 874 ㎡、合計 1,364 ㎡。総数の合計件数が 16 件、合計面積が、 田が 6,245 ㎡、畑が 3,878 ㎡、総合計面積が 10,123 ㎡。以上を提案いたします。審議の程お 願いいたします。

議 長:ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。(ありません、の声あり)ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは3ページの3条の1番より事務局説明をお願いいたします。その後に大下推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局:申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3条の1番について説明します。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は借入地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父、母の3人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は45.20aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして大下推進委員お願いします。

蒲江1区推進委員:現在野菜を植え付けておりまして、問題ないと思われます。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番についてです。本日疋田推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局:住宅地図の冊子2ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は花木を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は34.22aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の3番について事務局説明をお願いします。その後に笠村推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具については所有しています。農業は譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は54.92aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして笠村推進委員お願いします。

佐伯5区推進委員:特段問題はございません。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございまし

た。それでは3条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条4番について事務局説明をお願いします。その後に三又推進委員の意見をお願いしたいと思います。についてです。

事務局:住宅地図の冊子4ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行うとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は1.29 a となり、農用地区域外農地の下限面積0.1 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして三又推進委員お願いします。

鶴見区推進委員:特に問題ないと思います。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の5番について事務局説明をお願いします。その後に松本推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:住宅地図の冊子5ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は38.52aとなり、佐伯地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして松本推進委員お願いします。

佐伯1区推進委員:特に問題はないと思われます。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので

取りまとめたいと思います。それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと 思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条6番 について事務局説明をお願いします。その後に飛髙推進委員の意見をお願いしたいと思いま す。

事務局:住宅地図の冊子6ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の2人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は6.77aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして飛髙推進委員お願いします。

蒲江3区推進委員:野菜を植えるということで、問題ないと思います。

議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第3条の6件の審議を終わります。続きまして4ページの議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4条の1番についてです。本日岩田推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局:4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の7ページをご覧ください。申請地は、集団農地10ha以上の第1種農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は高低差があり高さを均一にしたいため、かさ上げをして畑として利用する計画です。造成後は柿を作付けする計画です。盛土部分の申請地では3mのかさ上げを行いますが、隣接する県道に対しては高さを合わせ、水路及び里道に対しては境界より1mの平場を設け、1:2の安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。なお、申請農地の高さが高い部分、切土部分の一部は測量のためすでに集積及び法面に流している状況であり、切土した後も切土部分は表土が残るかたちとなります。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-b、第1種農地の許可要件の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございました ら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りま とめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙 手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条2番について事務局 説明をお願いします。その後に高畠推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の8ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請者は隣接河川からの浸水に苦慮していたため、かさ上げをして畑として利用する計画です。造成後はシキミを作付けする計画です。なお、申請地は前回令和3年3月8日付け農地造成許可によりかさ上げが行われており、今回盛土高と表土が不足しているため、追加でかさ上げを行う計画です。申請地では0.7mのかさ上げを行いますが、隣接する県道に対しては高さを合わせ、河川側に対しては1:1.5の安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-ア-(イ)-c-(a)、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして高畠推進委員お願いします。

佐伯11区推進委員:特に問題はありません。

議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございました ら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りま とめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙 手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条3番について事務局 説明をお願いします。その後に安藤推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:4条の3番について説明いたします。お配りしている地図の9ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は台風や大雨の時浸水の恐れがあるため、かさ上げして畑として利用する計画です。造成後は大根、タマネギ、ジャガイモ等を作付けする計画です。申請地では0.8mのかさ上げを行いますが、隣接水路に対しては間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。城村水利組合から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は運用通知第2-1-(1)-カ-(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして安藤推進委員お願いします。

佐伯3区推進委員:この件につきましては、現在畑で野菜を作っているんですが、ゼンリン地図の左側

の他の人の所有地を利用して作っている状況です。それで水路からの水の侵入と将来を考えた場合、高さを同じようにすれば北側の○○○○さんが弟にあたるので、そこから進入できるということで特に問題ないと思います。

- 議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは4条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございました ら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りま とめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙 手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条4番について事務局 説明をお願いします。その後に荒木推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事務局:4条の4番について説明いたします。お配りしている地図の10ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。倉庫及び作業場の用途による申請です。申請地は当初、申請者が農機具格納庫2a未満を建築するため、平成16年4月30日に農業用施設の建築届出書が提出されていますが、建築後、隣接の県道改良工事により一部が道路用地として平成22年に収用され、その際に農機具格納庫も移転、増築し、現在の倉庫及び作業場2a以上として利用しています。よって、農業用施設に供する面積が2a以上となり、許可を要する必要とする案件になるため、今回申請者からの始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。
- 議 長:それでは続きまして荒木推進委員お願いします。
- 弥生1区推進委員:この件は無断転用ですが、始末書も添付しております。現地に関しても問題はありません。
- 議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が 添付されており、現地に関しては問題ないということであります。それでは4条の4番につ いてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いし ます。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条 の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成というこ とで承認したいと思います。続きまして4条5番について事務局説明をお願いします。その 後に坂本推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事務局:4条の5番について説明いたします。お配りしている地図の11ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地の用途による申請です。申請地に隣接する申請者の住宅敷地及び申請者親族の住宅敷地には駐車スペースがないため、申請地を個人用の駐車場、申請者用1台、親族用2台及び来客駐車場1台として利用する計画です。また、駐車場以外の空きスペースには倉庫、保冷

車コンテナを設置する計画です。なお、申請地は申請者が許可を得ずに平成3年4月10日から駐車場として利用しているため、今回申請者からの始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして坂本推進委員お願いします。

上浦区推進委員:この件は無断転用ですが、始末書も添付しており、現地に関しては問題はありません。

議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が 添付されており、現地においては問題ないということであります。それでは4条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第4条の5件の審議を終わります。続きまして5ページの議案第21号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番について事務局説明をお願いします。その後に安藤推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:5条の1番について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。工場としての用途による申請です。貸人の子である借人が代表を務める法人が新たな工場を建設するため、申請地を工場用地として転用する計画です。申請地では鉄骨造平屋建、建築面積102.75㎡の化粧品製造工場を建築します。建物の高さを6m程度に抑え、近隣の日照へ配慮し、造成工事については整地後アスファルト舗装を行いますが、敷地境界部分に擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水処理の方法は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに既存水路に放流します。城村水利組合から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は運用通知第2-1-(1)-カー(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして安藤推進委員お願いします。

佐伯3区推進委員:特に問題ないと思われます。

議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございました ら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので 取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。 (挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の2番について事務局説明をお願いします。その後に亀山推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:5条の2番について説明いたします。地図の13ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。貸人の孫である借人は新婚であり、実家の隣に新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造二階建、建築面積83.22㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は道路側溝に放流します。なお、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして亀山推進委員お願いします。

佐伯6区推進委員:別に問題ありません。

議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございました ら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので 取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。 (挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の3番について事務局 説明をお願いします。その後に清田推進委員の意見をお願いしたいと思います。なお、この 議案につきましては○番委員が申請者の代理人となっておりますので、議事参与案件となります。○番委員は審議が終わるまで退席をお願いします。

(○番委員退席)

事務局:5条の3番について説明いたします。地図の14ページをご覧ください。申請地は、農業公共 投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用 途による申請です。譲受人は結婚して家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新 たに住宅を建築することになりました。なお、申請地は譲受人の祖母の家が50年程前から建 築されているため、譲渡人からの始末書が添付されています。その後の現況は大分県の急傾 斜地崩壊対策工事の対象地域に隣接するため、既存住宅の取壊しを行い、大分県が対象地域 を含め切土、盛土を行っている状況です。申請地では木造二階建、建築面積89.43㎡の住宅 を建築します。造成工事は現状のまま利用しますが、擁壁も設けるため、土砂の流出、崩壊 の恐れはないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理 水は道路側溝に放流します。なお、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準 は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして清田推進委員お願いします。

佐伯2区推進委員:始末書も添付されており、現地は別に問題ないと思われます。

議 長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が 添付されており、現地に関しては問題がないということであります。それでは5条の3番に ついてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願い します。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成 ということで承認したいと思います。それでは○番○○委員席にお戻りください。

(○番委員着席)

議 長: それでは5条の4番について事務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をお 願いしたいと思います。

事務局:5条の4番について説明いたします。地図の15ページをご覧ください。申請地は、農業公共 投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の現況畑です。一般住宅として の用途による申請です。譲受人は結婚して家族が増えたことにより借家が手狭となったため、 新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造二階建、建築面積56.85㎡の住宅 を建築します。造成工事は現状のまま利用し、擁壁も設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れ はないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は集落排水処理施設に接続し、雨水は道 路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。 事務局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして市原推進委員お願いします。

弥生2区推進委員:この辺を住宅地なので特に問題はないようでございます。

議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございました ら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので 取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。 (挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の5番について事 務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:5条の5番について説明いたします。地図の16ページをご覧ください。申請地は、農業公共 投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の現況畑です。駐車場用地とし ての用途による申請です。譲受人の両親は現在祖父の土地を借りて駐車していますが、駐車 スペースが狭いため、譲受人や兄弟が実家に帰ったときには近くの公民館に仮駐車すること があります。そのため自宅隣地に最低でも4台分の駐車場が必要であり、今回申請地を個人 用の駐車場として利用する計画です。申請地では個人用 4 台分の駐車スペースを設けます。 造成工事は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自 然浸透します。水利権はありません。許可基準は第 2 種農地の許可要件に該当します。事務 局からの説明は以上です。

議 長:それでは続きまして市原推進委員お願いします。

弥生2区推進委員:ここも周辺が住宅地なので特に問題はないようでございます。

議 長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。 それでは5条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございました ら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りま とめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙 手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第5条の5件について 審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第19号農地 法第3条の6件につきましては許可したいと思います。議案第20号農地法第4条の5件、議 案第21号農地法第5条の5件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の 方に意見を進達したいと思います。それではここで一旦休憩といたします。

(休憩)

- 議 長: それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案①農用地利用集積計画(案)について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。
- 農 政 課:農政課木本です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画(案)として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全32件となっています。お手元の農用地利用集積計画(案)をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間3年が5筆で3,232㎡、契約期間6年が24筆で22,527㎡、契約期間10年が2筆で724㎡となっております。今月におきましては所有権移転がございます。こちらが1筆で2,135㎡あります。これらを合計すると全32筆で28,618㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画(案)にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議 長:ただいま農政課より農用地利用集積計画(案)について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。(ありません、の声あり)ないようでございますので、農用地利用集積計画(案)につ

いてを取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について(お願い)ということで農政課お願いします。

- 農 政 課:利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくお願いいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは6月15日(水曜日)といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしくお願いします。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いします。
- 議 長:今月の締め切りは6月15日となっております。利用権設定の新規掘り起こしについて、皆さんの協力をお願いいたします。続きまして③農用地利用配分計画(案)について農政課より 説明をお願いします。
- 農 政 課:農政課の首藤です。お手元の農用地利用配分計画(案)に沿って説明させていただきます。 1 枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和 4 年 8 月 1 日 開始分 26 件になります。内訳としまして、契約期間 6 年のもの、新規で登記地目が田、4 筆 3,406 ㎡、更新で登記地目が田、18 筆 18,094 ㎡、畑、2 筆 1,027 ㎡。契約期間 10 年のもの、契約更新で登記地目が田、2 筆 724 ㎡。合計 23,251 ㎡となっています。詳細につきましては 2 枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付して おりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお 願いいたします。
- 議 長:ただいま農政課より農用地利用配分計画(案)についての説明がございました。どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。(ありません、の声あり)ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画(案)について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)挙手全員ということで、農用地利用配分計画(案)についての意見は特になしということとします。続きまして④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてを審議いたします。事務局から説明した後、荒木推進委員さんの意見をお願いいたします。
- 事務局:申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人は議案書のとおりです。空き家に付随した農地1番について説明いたします。住宅地図の冊子をご覧ください。今回の申請は空き家バンクに関連した農地の指定についてです。今回の申請地は空き家バンクに登録された家屋から道を挟んで約3mの距離となります。申請する農地は2筆で、総面積は4.62aです。空き家バンクに登録された空き家を購入される方が農地の購入も希望される場合は、後日改めて3条申請を行うこととなります。農地の状態から判断して耕作に適した農地と認められるか、空き家バンクに登録された家屋か

らの耕作距離は適当か。以上をご留意の上、審議をお願いいたします。事務局からの説明は 以上です。

- 議 長:それでは続きまして荒木推進委員お願いします。
- 弥生1区推進委員:現地は果樹等が植わっており樹園地となっております。位置は里道を挟んで空き家 に隣接しておりますので、位置的にも問題ないと思います。
- 議 長:事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして⑤非農地証明願についてを審議いたします。1番について事務局説明をお願いします。本日小野推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。
- 事務局:それでは非農地証明願1番の説明をいたします。申請地の現地調査は5月19日に担当区の小野推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市宇目大字小野市の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成7年に現所有者の父親が農地法の知識を有しておらず、倉庫を建築して20年以上が経過し現在に至っております。現況はスクリーンに映し出しているとおり倉庫が建っており、この土地を農地に復元するには経済的損失を考慮すれば困難な状況であると思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくお願いします。
- 議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に2番について事務局説明をお願いします。その後に松本推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事務局:それでは非農地証明願2番の説明をいたします。申請地の現地調査は5月20日に担当区の松本推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市字古田の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は現所有者が農地法の知識がなかったため、昭和48年に住宅を建築し49年が経過しています。現況は〇〇〇〇番と〇〇〇番にまたがり住宅が建っております。今回住宅を新築するにあたり〇〇〇番が畑であることが判明したため、この申請に至っております。よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。審議の程よろしくお願いします。

議 長:それでは続きまして松本推進委員お願いします。

佐伯1区推進委員:現地確認をしましたところ、特に問題はないと思われます。

- 議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に3番についてです。本日小川推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。
- 事務局:それでは非農地証明願3番の説明をいたします。申請地の現地調査は5月20日に担当区の小川推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字木立の2筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は現所有者が平成28年に不耕作状態のまま相続しており、その時点において竹及び雑木が自生していたと聞いております。また、申請人が市外在住者であること、耕作するにも機械が入る場所がないことから耕作ができず、そのまま放置されたことにより竹及び雑木が増殖し林地化しております。現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況であり、周囲の状況から判断しても農地に復元するのは困難な状況であると思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見をいただいております。審議の程よろしくお願いします。
- 議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。次に4番について事務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をお願いしたいと思います。
- 事 務 局: それでは非農地証明願4番の説明をいたします。申請地の現地調査は5月20日に担当区の市原推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市弥生大字井崎の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は現所有者が平成28年に不耕作状態のまま相続しましたが、県外在住者のため管理ができずそのまま放置されたため、竹が自生し、竹林化しております。現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況であり、現状から判断しても農地に復元するのは困難な状況であると思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。審議の程よろしくお願いします。
- 議 長:それでは続きまして市原推進委員お願いします。

弥生2区推進委員:竹林になっており、農地に復元するのは困難な状況でございます。

- 議 長:ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。それでは取りまとめたいと思います。非農地証明願の4件につきましては、承認したいと思います。続きまして⑥農業委員会事務の実施状況等の公表について事務局説明をお願いします。
- 事 務 局:それでは令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について説明いたします。 お手元の資料の右上に別紙1と書いております資料をご参照ください。この資料は前回の農 業委員会ですでに配布しているものです。意見等はありませんでしたが、ここで改めて簡単 ですが説明させていただきます。まず3年度の実績についてです。お手元の資料の2ページ をお開きください。担い手への農地の利用集積・集約化につきましては集積目標 579ha に対 し実績は 581.3ha でした。そのうちの新規実績が 22.1ha でした。達成状況は 100.4%です。 このページの下の方にそれに対しての評価として目標達成ができたということで、今後も集 積を図っていくというような文章にさせていただいております。3 ページをご覧ください。 ここは新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。3 ページの 2 番、令和 3 年度の目標及び実績です。目標は 5 経営体に対し、参入実績は 7 経営体でございました。達 成率 140%で、それに対する参入目標面積は 1.5ha、参入実績面積は 12ha ということで、約 797%の達成率というところで、4番の下の方に目標を達成することができたというような文 章にさせていただいております。次の4ページ、遊休農地に関する措置に関する評価という ところでございます。まず1番、これは令和3年4月の状態が遊休農地面積332.9haでした が、その下の段の令和3年度の目標及び実績というところで、遊休農地に対する解消目標10ha を掲げていましたが、9.4ha 増えてしまいました。令和3年度の遊休農地は342.3haであり ました。こういう実績でしたので、評価としては目標を達成することができなかったと、今 後遊休農地解消のための戦略を地域ごとに立てていこうという文面にさせていただいており ます。以降6~8ページは3・4・5条の年度の申請の件数や違反転用の内容、実際の事務局の 実施状況、総会等の議事録の公表などを載せております。令和3年度の実績は以上です。続 きまして令和4年度の目標の設定、計画を説明いたします。お手元の資料の9ページからに なります。最初に農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)を載せております。続きまし て 10 ページの最適化活動の目標というところで 1 番の②目標のところで修正があります。今 年度の新規集積面積が372haとなっておりますが、ここを557haに修正をお願いいたします。 右の農地面積は変わりません。次に今年度末の集積面積(累計)(D)、これを1,138.27ha に訂正をお願いします。また、すぐ隣の今年度末の集積率を60.4%に変更お願いします。こ れが当初、県の目標の集積率が90%、1,884を3年で割った数字を計上しておりましたが、 県の集積率に合わせるとなると 2 年間、令和 5 年度までにするのが正しいと農業会議から指 摘を受けましたので、2で割った数字が入ります。訂正は以上となりまして、説明もここがメ インとなるところでございます。あとは新規参入相談会の参加目標とかもですね、実際開催

がある分につきましてはもう出ていこうよだとか、実際の参入促進についても、前回説明し たとおり決まった数字が算式で入ってくるというところで、変更はございません。令和3年 度の目標設定は1年でだいたい 20ha くらい集積すれば、と農業委員会で決められていたんで すけど、令和4年度からは農地の90%を集積しなさいと言われていて、今までと桁が違う数 値です。2年間で1,000ha 集積しなさいと。だから2年で割ったら、1年間500ha 集積すると いう目標になっています。国が把握しているきちんとした農地の9割は認定農業者と認定新 規就農者で集積をしなさいっていう、そういう目標なんです。選択の余地がありませんが、 これが果たして実際にできるかというと、今の状況で果たしてこれがベストなのか、それ以 外の認定農業者でない人たちにも力添えをやってもらうと農地が守れるのか、という議論も ありますが、この目標は今年と来年で一応終わります。この目標が終わった段階でなかなか 厳しい結果が見えると思います。その段階で集積をする担い手っていうのは認定農業者と認 定新規就農者だけでいいのか。人・農地プランに謳われた 230 ぐらい、一生懸命やってくれ ている農業者の方を含めて集積っていう言葉を使うべきじゃないかとかですね、そもそも目 標90%っていう数字が正しい数字なのかというところは2年後に改めて議論をするべきとこ ろだと思います。それについては農業委員会でも、大分県の農業会議の中でも積極的に議論 をしていかんといけないんですけれども、この間示されたガイドラインの中ではこういう規 定値が入ってきていますので、ここにはこう書かざるを得ないというところであります。で すからこれに向けて目標を掲げた部分でありますので、皆さんで力を合わせて集積率アップ について力を入れていきたいと思います。またこの数字だけ書かれても、一体誰がどうすれ ば上がるのかっていうこともありますので、具体的には事務局が積極的にお示しをして、そ れに対して動いてもらうというかたちをとりたいと思っていますので、一応目標はこういう ことが定められているということは今回理解をお願いします。

議 長:それでは令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検と評価、そして令和4年度最適 化活動の目標の設定とありますが、質問はありませんか。(ありません、の声あり)特に意 見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたい と思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。これにて全ての議 案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17番委員:以上をもちまして、令和4年第6回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。

(15 時 37 分閉会)